

令和4年 第3回 定例会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和4年12月23日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和4年12月23日（金）

令和4年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

## 令和4年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前9時50分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
議事日程の報告	4
会期の決定について	5
認定第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	5
石田智則会計管理者の提案理由の説明	5
馬場才議員の質疑	7
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	7
馬場才議員の再質疑	8
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	8
馬場才議員の再質疑	8
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	8
認定第1号採決	9
議案第12号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	9
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	9
議案第12号採決	10
議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	10
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	10
議案第13号採決	12
議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正 等について	12
伊藤高博消防次長兼総務部長の提案理由の説明	12
議案第14号採決	16
議案第15号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	16
島村忠消防次長兼予防部長の提案理由の説明	16
馬場才議員の質疑	16
島村忠消防次長兼予防部長の答弁	17
馬場才議員の再質疑	17
島村忠消防次長兼予防部長の答弁	18
馬場才議員の再質疑	18
島村忠消防次長兼予防部長の答弁	18
議案第15号採決	19

議案第16号 財産（防火衣）の取得について	19
中井正明警防部長の提案理由の説明	19
議案第16号採決	20
一般質問	20
松岡ちひろ議員の質問	20
ドクターカーについて、第5次将来構想計画（署所の整備）について	20
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	21
松岡ちひろ議員の再質問	22
署所の整備について	22
伊藤高博消防次長兼総務部長の答弁	23
松岡ちひろ議員の再質問	23
署所の整備について（要望）	23
伏見隆管理者閉会の挨拶	24
藤田幸久議長閉会の挨拶	24
閉会（午前11時10分）	24

# 令和4年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和4年12月23日（金）

## 出席議員（16名）

1番	井川	晃一	7番	野々下	重夫	13番	松岡	ちひろ
2番	岩本	優祐	8番	野村	生代	14番	村上	順一
3番	漆原	周義	9番	馬場	才	15番	八尾	善之
4番	岡市	栄次郎	10番	福田	篤志	16番	山口	勤
5番	奥	大輔	11番	藤田	幸久			
6番	西尾	勝成	12番	前田	富枝			

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	中井	正明
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	足立	隆儀
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	中井	義弘
会計管理者	石田	智則	寝屋川消防署長	眞先	良次
消防長	藤中	明広	枚方市危機管理部長	増尾	友治
消防次長兼総務部長	伊藤	高博	寝屋川市危機管理部長	林	竜也
消防次長兼予防部長	島村	忠			

## 議 事 日 程（令和４年12月23日 午前９時50分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 3 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 12 号 令和 4 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 13 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 14 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 日程第 6 議案第 15 号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 16 号 財産（防火衣）の取得について
- 日程第 8 一般質問

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 大西 康之

(午前 9 時 50 分 開会)

○藤田幸久議長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、年末前、何かとご多用のところ、消防組合議会にご出席をくださいますと誠にありがとうございます。

ただいまから、令和 4 年第 3 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催いたします。

まず最初に、管理者の挨拶をお受けします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 令和 4 年第 3 回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年末で何かとお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今年も残すところあと僅かとなりましたが、ここ数年減少傾向でありました火災件数は既に昨年より 20 件以上増加しているとともに、お亡くなりになられた方も 2 人増加しております。

火災が発生しやすい時季を迎えている中、本消防組合では 12 月 1 日から歳末警戒に入り、20 日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施しております。また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型ショッピングセンターに対する特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化にも努めているところです。

市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き、警戒・予防活動に取り組んでまいります。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大や連日の猛暑などの影響により、救急出動件数が既に 4 万件を超え、過去最高を更新しております。さらには、高齢化の影響を受け、今後も件数の増加が見込まれているところです。

そのような中、本消防組合では、来年度から第 5 次将来構想計画をスタートさせます。救急需要への対応、災害活動への ICT 技術の活用、署所の適正配置や老朽化対策など様々な課題がありますが、本消防組合が目指す「安全・安心を実感できるまち」を実現させるため、各事業を着実に進めてまいります。

なお、来週からパブリックコメントを実施予定の同計画の最終案につきましては、全員協議会にて議員の皆様にお示しさせていただく予定ですので、よろしくご

たします。

本日は、令和3年度歳入歳出決算の認定、令和4年度補正予算をはじめ、3件の条例改正と財産の取得に関する議案を提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上、ご認定・ご可決いただきますよう、お願いいたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政運営にご理解、ご協力をいただいた議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

○藤田幸久議長 管理者の挨拶が終わりました。

次に、職員から諸般の報告をさせます。

○大西康之事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は16人、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和4年度8月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤田幸久議長 ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第83条に基づく本定例会の会議録署名議員について、4番岡市栄次郎議員、6番西尾勝成議員の2名を指名します。

次に、職員から、議事日程の報告をさせます。

○大西康之事務局長 議事日程

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 日程第1        | 会期の決定について                          |
| 日程第2 認定第1号  | 令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第3 議案第12号 | 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）            |
| 日程第4 議案第13号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について        |
| 日程第5 議案第14号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について |
| 日程第6 議案第15号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について           |



日程第7 議案第16号 財産（防火衣）の取得について

日程第8 一般質問

以上です。

○藤田幸久議長 ただいま報告させました議事日程により会議を進めます。

日程第1 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定しました。

日程第2 認定第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

石田会計管理者。

○石田智則会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 令和3年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出予算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の4ページをお開き願います。

初めに、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第9款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページ最下段の収入済額のとおり、72億5,320万86円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開き願います。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページ最下段の支出済額のとおり72億197万2,068円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は5,122万8,018円でございます。

翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は5,122万8,018円の黒字となっております。

内容につきましては、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し

上げます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、13ページ3列目に記載のとおり70億4,748万2,477円でございます。

内訳といたしましては、枚方市及び寝屋川市の構成両市からの負担金といたしまして、それぞれ42億3,954万6,000円及び27億2,839万5,000円、また、交野市からの消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担金7,954万1,477円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は645万8,600円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

14ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金は1,259万7,000円で、寝屋川消防署管内の西出張所に配備いたしました救急車の購入に係る消防防災施設整備費等補助金でございます。

第4款 府支出金は1,545万1,358円で、府立消防学校へ教官として派遣した職員の人件費分の職員派遣府負担金として741万1,358円、消防ヘリコプター運営補助の常備消防費府補助金といたしまして804万円でございます。

次に、第5款 財産収入は358万6,000円で、ポンプ車3台及び救急車2台の物品売払収入でございます。

16ページをお開き願います。

第7款 諸収入は2,305万5,256円で、預金利子61円と、雑入といたしまして、構成市への派遣職員の人件費分など2,305万5,195円でございます。

18ページをお開き願います。

第8款 組合債は、消防車両等の購入に係る5,160万円でございます。

第9款 繰越金は9,296万9,395円で、前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり72億5,320万86円でございます。

次に、歳出でございますが、20ページをお開き願います。

第1款 議会費の支出済額は263万7,362円で、議会運営に要した経費でございます。

第2款 総務費は96万7,561円で、特別職報酬61万2,000円のほか、公平委員会委員報酬18万6,000円及び監査委員報酬14万5,976円などでございます。

22ページをお開き願います。

第3款 消防費は66億2,260万6,766円でございます。

24ページをお開き願います。

消防費のうち、第1目 常備消防費65億2,883万7,729円の主な内訳といたしましては、第1節 報酬1,847万659円から、27ページの第5節 災害補償費28万9,300円までの人件費のほか、29ページの第12節 委託料として、消防情報システムの保守などに係る2億1,950万1,132円、第13節 使用料及び賃借料として、消防情報システムの機器借上に係る7,318万7,376円、第17節 備品購入費として、消防用機械器具等の購入に係る3,071万4,242円、第18節 負担金、補助及び交付金として、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などに係る1億3,601万50円でございます。

30ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費は84万3,863円で、消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は9,292万5,174円で、主な内訳といたしましては、第17節 備品購入費が7,040万円で、救急車2台を更新したものでございます。

次に、第4款 公債費は5億7,576万379円で、新消防本部庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金及び支払利子でございます。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり72億197万2,068円でございます。

なお、38ページ以降に「財産に関する調書」を添付しておりますので、併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上、認定第1号につきましての提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

馬場議員。

○馬場才議員 数点確認させていただきます。

決算書17ページ、7款 収入の「雑入」ですね、人件費を主に2,300万円ということでした。これの内訳ですね、派遣市も含めてお示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

まず、諸収入における「雑入」の内訳ですが、主な内訳といたしましては、本消防組合から枚方市に対して、地方自治法第257条の17第1項の規定に基づき派遣している職員2名分の人件費相当額として、派遣先である枚方市から1,834万7,202円を収入しております。

その他といたしまして、防火管理講習会のテキスト代、自動販売機の電気代、中振ポンプ車事故和解金などがございます。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 答弁のほうから、枚方市へ2名ということを確認させていただきました。

答弁の中で、地方自治法の規定に基づく派遣という説明がありました。この派遣の効果、成果なんかをお示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員の2回目のご質問にお答えいたします。

地方自治法に基づく2名の職員の派遣につきましては、本消防組合と構成市との連携を深め、危機管理体制の強化等を図ることを目的に実施しているものであり、その効果を十分に得られているものと考えております。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 連携されて危機管理体制の強化ということで、有益性、必要性も理解をさせていただいたところがございます。

最後、確認なのですが、決算書29ページ、委託料ということで2億1,900万円が決算で上がってきております。この委託料、全て詳細な説明は要りませんが、主な支出ですね、歳出だけお示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 馬場議員の3回目のご質問にお答えいたします。

委託料の主な内訳でございますが、消防情報システム保守委託料として6,123万7,770円、枚方・寝屋川3署受付業務委託料として3,869万5,254円、消防救急デジタル無線保守委託料として2,301万5,520円、庁舎清掃委託料として2,192万5,200円などでございます。

○藤田幸久議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり認定されました。

日程第3 議案第12号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第12号 令和4年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和5年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の設定につきましては、「第1表 債務負担行為」によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など、合わせて22件を設定するものでございます。

4ページに「債務負担行為に関する調書」を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、令和4年人事院勧告及び構成市の改正に準じ、本消防組合においても給与改正を行うものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、公務員の給与水準が民間給与を下回っていたことを踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、勤勉手当につきましても、民間事業所における特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。

改正後の給与条例に基づく消防職給料表につきましては議案書の10ページ及び11ページに、行政職給料表につきましては12ページ及び13ページに、改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づく行政職給料表につきましては15ページ及び16ページに掲載しております。

そのほかの改正内容につきましては、新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

改正条例の第1条関係は、消防職員給与条例において、令和4年12月期の勤勉手当

の支給月数の引上げを行うもので、支給率を正職員は「100分の105」に、再任用職員は「100分の50」に引き上げるものでございます。

19ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係は、同条例において、令和5年度以降の勤勉手当の支給率を正職員は「100分の100」に、再任用職員は「100分の47.5」に改めるものでございます。

改正条例の第3条関係は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における給与について規定したもので、令和5年度以降の期末手当について、その支給率を「100分の125」に改めるものでございます。

改正条例の第4条関係は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例における特定任期付職員の給与について規定したもので、給料表1号給の給料月額を「37万6,000円」に改めるものでございます。

20ページをお開きください。

第5条第4項は、特定任期付職員の令和5年度以降の期末手当について、その支給率を「100分の220」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、17ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、改正条例第1条の別表第2及び第2条から第4条の規定は令和5年4月1日から施行し、そのほかの規定は公布の日から施行するものでございます。

第2項は遡及適用について定めたもので、改正条例第1条の別表第1については令和4年4月1日から、勤勉手当の支給率については令和4年12月1日から適用するものでございます。この場合において、改正条例第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものです。

なお、この改正により必要な人件費は、おおむね5,100万円でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 ただいま上程いただきました議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和3年6月に公布され、令和5年4月から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の人事給与制度について必要な事項を整備するに当たって、関係条例の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表を中心にご説明申し上げます。

42ページをお開き願います。

まず、改正条例の第1条関係は、枚方寝屋川消防組合消防職員の定年等に関する条例において、冒頭に目次を入れますとともに、第1条は地方公務員法の改正に伴う引用条項の整理を、第3条は職員の定年年齢を65歳に改めるものでございます。

第4条は、文言整理等の所要の整備を行うものでございます。

43ページの第6条及び44ページの第7条は、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職の上限年齢を60歳とする管理監督職勤務上限年齢制を定めるものでございます。



第8条は、上限年齢に達した管理監督職の降任を行う際に遵守すべき基準を定めるものでございます。

第9条は管理監督職勤務上限年齢制の特例措置を定めるもので、第1項及び45ページの第2項は、現行の勤務延長制度と同要件で管理監督職に引き続き留任させることができる特例措置を定めるものでございます。

次に、46ページにかけての第3項及び第4項は、もともと就いていた管理監督職から他の管理監督職に降任等を行うことができる特例措置を定めるものでございます。

また、第10条は、この特例措置について当該職員の同意を得る必要がある旨を、第11条は、その事由が消滅した場合、降任等を行う旨を定めるものでございます。

47ページの第12条は、60歳に達した日以後に退職した職員を、本来の定年退職日までの間、短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制を定めるものでございます。

次に、附則でございますが、まず、第3項は、職員の定年年齢を令和5年度から61歳に引き上げ、その後、令和13年度まで2年に1歳ずつ段階的に65歳へ引き上げるよう定めるものでございます。

次に、48ページにかけての第4項は、任命権者の対応として、59歳となる職員に対し、当該職員が60歳に達する日以後に適用される任用・給与に関する措置の内容、その他の必要な情報を提供する義務に加え、それ以後における勤務の意思を確認する努力義務を定めるものでございます。

次に、改正条例の第2条関係は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例において、職員の定年引上げにより、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、文言の置き換えとともに所要の整備を行うものでございます。

52ページをお開き願います。

附則でございますが、第5項は、60歳に達した日以後、最初の4月1日以後の職員の給料月額について、当分の間、60歳時の7割水準とすることを、第6項は、その取扱いの適用除外となる臨時的任用職員等について定めるものでございます。

第7項及び第8項は、管理監督職勤務上限年齢制により降任となった職員の給料の取扱いを、53ページの第9項から第11項は、均衡上必要がある場合における給料に係る所要の整備を行うものでございます。別表第2については、再任用職員から定年前

再任用短時間勤務職員への文言の置き換えとともに、規定する給料月額を1週間の勤務時間が31時間の短時間勤務であることを見込んだ額に改めるものでございます。

次に、第3条の枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例関係ですが、第2条及び54ページの第5条は、現行の再任用職員制度が廃止されることに伴う所要の整備と文言整理を、第5条の3は、定年年齢の引上げ後においても、引き続き、定年前早期退職の対象年齢を現行どおり50歳以降とするものでございます。

第6条の4は文言整理でございます。

55ページの第10条、56ページの第14条から58ページの第17条までは、他の法律の改正に伴う所要の整備と文言の置き換えでございます。

60ページをお開き願います。

附則でございますが、第3項から第6項までは、今回の改正で附則を追加することに伴う所要の整備を、第8項は、他の法律の改正に伴う所要の整備でございます。

次に、第11項、61ページの第12項及び第14項は、退職手当の取扱いについての経過措置を、第13項は、退職手当の支給額は60歳時の給料月額を基に算定することを、第15項は、公務死亡等による退職の場合における割増しの取扱いを定めるものでございます。

次に、61ページから62ページにかけての第4条 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例関係ですが、管理監督職勤務上限年齢制の特例により、引き続き管理監督職として勤務する職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に加えますとともに、定年前再任用短時間勤務職員に係る文言の置き換え等を行うものでございます。

次に、63ページをご覧ください。

第5条 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例関係につきましては、給与条例と同様に所要の整備を行うものでございます。

64ページをお開きください。

第6条 枚方寝屋川消防組合消防職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係ですが、懲戒処分の効果として行う減給につきまして、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、処分の発令後に給料月額が減額となった場合の取扱いを定めるものでございます。

第7条 枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係につ

きましては、給与条例と同様に所要の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の34ページにお戻りください。

第8条の枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例につきましては、現行の再任用制度が廃止されることに伴い、廃止するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条につきましては、この条例の施行期日を、それぞれの規定に応じて、令和5年4月1日または公布の日と定めるものでございます。

第2条から35ページの第4条までは、枚方寝屋川消防組合の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、引き続き、管理監督職として任用する特例措置に関し、定年が段階的に引上げとなる間の経過措置を定めるものでございます。

第5条から38ページの第9条にかけては、令和5年度から定年引上げの制度完成となる令和13年度までの間の経過措置として、現行の再任用制度と同様の内容で、65歳までの職員を暫定再任用職員として任用する制度に係る規定を整備するものでございます。

39ページの第10条は、段階的に定年が引き上げられるに当たり、定年前再任用短時間勤務職員についての経過措置を定め、第11条は、令和4年度中に情報提供・勤務意思の確認を行う対象職員の令和5年度に迎える年齢を60歳と定めるものでございます。

40ページの第12条から第16条にかけては、暫定再任用職員に係る給料及び諸手当に関する所要の規定を定めるものでございます。

第17条から41ページの第19条にかけては、「定年条例」以外の「関係条例の経過措置」で、定年前再任用短時間勤務職員に関するもののほか、所要の整備を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第14号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 ただいま上程いただきました議案第15号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書66ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しが市境界性を越えて行われる場合において、枚方・寝屋川両市民の安全確保のために必要があると認められたときには、本条例を市域外にも適用し、指定催しの指定を行うことを条文上において明確化するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に基づき説明申し上げます。

68ページをお開き願います。

指定催しについて規定する第42条の2に第4項を追加し、枚方市及び寝屋川市の火災予防上、合理的な関連性が認められるときは、枚方市及び寝屋川市以外の地域においても指定催しを行う旨の条文を加えるものでございます。

恐れ入りますが、67ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案15号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

馬場議員。

○馬場才議員 今回の条例改正の対象となっています指定催しの指定について、指定の定義、基準があればお示しくください。

また、伺っておりますが、今年度指定を行った水都くらわんか花火大会におきまして、淀川左岸での枚方市域と高槻市域のそれぞれの出店店舗数をお示してください。

また、この花火に関する許可権者をお示してください。

また、過去に指定催しとして指定した催しがあるのかどうかについてもお示してください。

以上です。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 馬場議員のご質問にお答えします。

指定催しの指定については、屋外での催しのうち、露店等の出店計画数が100店舗を超え、かつ1日当たり10万人以上の人出が予想されるもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると署長が認めるものを指定しなければならないものです。

淀川左岸における出店店舗数につきましては、枚方市域に41店舗、高槻市域には69店舗でした。

水都くらわんか花火大会の花火の打ち上げ場所は高槻市であったため、煙火消費の許可権者は大阪府知事となります。

最後に、過去に指定催しの指定を行ったのは、本年9月に開催された水都くらわんか花火大会1件のみです。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 答弁をお伺いしました。

出店数からも高槻市域のほうが大きいと。また、打ち上げ場所も高槻市ということで、高槻市域のほうが大きいことが確認されました。しかしながら、答弁でありましたように、枚方エリアのみでしたらこの100店舗に届かないために指定催しに届かないという状況で、より安全な屋外イベントに資する条例改正だということも理解させてもらいました。

2番目の質問をさせていただきます。

この条例改正をするに当たって、高槻市とどのような調整を図られたのかをお示してください。

また、条例改正の施行前と施行後では、費用面とか責任の所在にどのような影響があるのかをお示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

島村消防次長兼予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 馬場議員の2回目のご質問にお答えします。

今回の条例改正は、火災が発生した場合に重大な被害を与えるおそれがあるとあらかじめ把握しているにもかかわらず、市境界線をまたがっているとの理由から指定催しとして指定しないことによる本消防組合の不作为を問われないためでもあり、高槻市との事前調整が必要なものではございません。

また、費用面及び責任の所在についても、本条例改正が影響を及ぼすものではないと認識をしております。

○藤田幸久議長 再質疑はありませんか。

馬場議員。

○馬場才議員 答弁をお伺いしました。

本組合の不作为を問われなためという答弁でございましたが、このようにエリアが、高槻のほうが大きいエリアのイベント、一切、高槻市と事前調整が必要ではないと言い切られるのは少し違和感があり、指摘をさせてもらいたいと思います。

3回目の質疑です。

高槻市以外の隣接都市で同様の大規模な屋外での催しが開催された際も、本条例の適用はあるのでしょうか。

また、条例改正によって、高槻市域の出店された店舗から火災や爆発事故が発生した場合、枚方寝屋川消防組合に責任が生じる可能性はないのでしょうか、お示してください。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

島村予防部長。

○島村忠消防次長兼予防部長 馬場議員の3回目のご質問にお答えします。

合理的な関連性があれば、本条例の定めに従って適用をします。

また、火災や事故が起これば、その責任は失火者にあります。加えて、今回、条例改正を行う指定催しの指定は、店舗出店者に対して火災予防上の制限をかけた指導を行うものであり、新たに権限を付与する類いのものではないため、それにより枚方

寝屋川消防組合に責任が生じることはございません。

○藤田幸久議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第16号 財産（防火衣）の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井警防部長。

○中井正明警防部長 ただいま上程いただきました議案第16号 財産（防火衣）の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書69ページをお開き願います。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

本消防組合では、新人職員及び使用期間が8年を経過した55歳までの職員を対象に、防火衣の貸与及び更新を行っておりますが、今年度につきましては、採用人数の増加及び物価高騰等により予定価格が2,000万円以上となったものでございます。

それでは、議案書に基づき、契約の締結内容のご説明を申し上げます。

発注者は枚方寝屋川消防組合管理者、伏見隆、受注者は大阪市阿倍野区阿倍野元町10番2号、Ark（アーク）株式会社代表取締役、藤田修士でございます。契約金額は1,992万2,650円、契約保証金、件名につきましては記載のとおりで、納入期限は、本契約締結日から令和5年3月20日まででございます。

契約条項その他といたしまして、本契約の効力につきましては、枚方寝屋川消防組

合議会の議決を経て生じるものとしております。

70ページをお開きください。

入札状況でございますが、執行調書のとおり、指名競争入札により実施いたしましたところ、3者から入札があり、入札書比較価格を下回ったA r k株式会社を落札者として内定したものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第16号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤田幸久議長 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 討論なしと認めます。

これから本件を採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤田幸久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

日程第8 一般質問を行います。

一般質問については、松岡ちひろ議員から通告がありました。

松岡ちひろ議員の質問を許可します。

松岡ちひろ議員。

○松岡ちひろ議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、通告に従いまして質問を行っていきたく思います。

まず初めに、ドクターカーについてお伺いいたします。

先日開催されました全員協議会にて、運用開始から5年間が経過したドクターカーの運用状況や導入による効果などについて説明をしていただきました。説明の中では、ドクターカー運用時間帯である平日の9時から17時までの時間帯以外でも、潜在的なドクターカー事案があるということです。ドクターカーの運用により、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの時間が短縮されるとともに、社会復帰率や1か月生存率の



向上が図られたということですので、運用時間帯拡充については市民の皆さんの命を守るためにとても重要なことと考えています。

しかしながら、関西医科大学附属病院から、新型コロナウイルス感染拡大によって医療体制が逼迫している中、病院として働き方改革を推進している関係上、現時点では運用時間拡大に向けた人員を確保することが困難であると回答があったということです。

それならと思って少し調べてみたんですけれども、例えばラピッドレスポンスカーの運用をしておられる病院もあります。ラピッドレスポンスカーとは、消防からの連絡を受け、病院所有の緊急自動車に医師及び看護師が同乗し、重症の傷病者の救命をするものですので、本地域における他の医療機関と連携・協力し、ラピッドレスポンスカーを導入することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

また、ドクターカーについて、現在の関西医科大学附属病院の理由であれば運用時間の拡大が見込めないように思うわけですが、消防組合として今後の見込みをどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

次に、署所の整備についてお伺いいたします。

同じく全員協議会において、第5次将来構想計画の中間報告をいただきました。

本消防組合の消防署や出張所については昭和40年代から50年代に建設された建物が多いということですが、具体的には幾つあるのかお伺いいたします。

また、消防防災拠点であるこれらの署所の配置の考え方と、今後どのような計画で整備していくのかお伺いをして、1回目の質問とさせていただきたいと思います。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 松岡議員のご質問にお答えします。

初めに、ドクターカーについてのご質問にお答えします。

ラピッドレスポンスカーにつきましては、重篤な救急患者に対応する高度な救急救命医療を担う三次救急医療機関が実施していることが一般的であることから、様々な課題があると考えています。

そうした中で、ドクターカー運用時間帯を拡充することはさらなる効果につながると考えていますので、引き続き、関西医科大学附属病院に働きかけてまいります。

次に、署所の整備についてのご質問にお答えします。

本消防組合には、消防署が3署、出張所が15所ありますが、そのうち、枚方消防署と寝屋川消防署につきましては昭和40年代に建設され、建設後50年以上が経過しています。また、昭和50年代に建設された出張所につきましては、枚方市域では楠葉出張所、川越出張所、阪出張所、長尾出張所、氷室出張所の5か所、寝屋川市域では三井出張所、神田出張所、南出張所、西出張所の4か所となります。

署所の整備につきましては、構成市と調整しながら、今後の人口減少や災害状況など、社会情勢の変化も視野に入れた中長期的な計画を策定してまいります。

本消防組合では、火災をはじめ、各種消防事故に対して、5分以内で災害現場に到着することを目指す「5分消防」の考え方の下、署所を配置しております。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それぞれのご答弁ありがとうございます。

ドクターカーやラピッドレスポンスカーの、いずれも働きかけに尽きるということのようなんですけれども、ただ、関西医科大学附属病院のホームページにも明確に「拡充を目指しております」と自ら記載されておられるわけですし、運用時間の拡大はそもそも当初からの話だったのではなかったのでしょうか。

ちょっと私ごとになって大変恐縮なんですけれども、せっかく私、こうした立場をいただいておりますのでお話しさせていただきたいんですけれども、私の夫も本当に急に亡くなっております。本当に人生を、そのものを変えていかなければならないという、突然のパートナーが亡くなるということは大変なことでした。やっぱり生存率の向上だとか社会復帰率を、ドクターカーにおいて向上できるというのであれば、ぜひともこれからも拡充をしていっていただきたいと切に要望しておきたいと思います。

次に、署所の整備につきましては、管内18の署所のうち、11で建築後40年、50年と年数が経過しているということです。特に平成30年に発生した大阪府北部地震においてひび割れなどの被害を受けた枚方消防署については、早急に建て替えを進めていただきたいと思います。

一方で、同時期に署所を整備するとなると多額の経費がかかると思われまので、老朽化具合など調査した上で、優先順位をつけて整備を進めていっていただきたいと思います。

署所の整備については、2回目の質問をしたいと思います。

全員協議会と同じ日に、行政視察で堺市総合防災センターを視察させていただきました。このセンターで最も印象的だったのは、総合訓練棟で本物の火を使った訓練施設は非常に重要な訓練施設であると、私、説明も受けさせていただきました。

本消防組合においても、以前、総合訓練施設の整備について検討しているとお伺いし、また、令和3年第2回の定例会では、「職員の災害対応能力を向上させるための訓練施設の在り方について、考え方を整理する」とのご答弁もありましたが、署所の整備とともに、こうした訓練施設の整備についても検討をしていただいているのかお伺いをして、2回目の質問にしたいと思います。

○藤田幸久議長 答弁を求めます。

伊藤消防次長兼総務部長。

○伊藤高博消防次長兼総務部長 松岡議員の2回目のご質問にお答えします。

本消防組合では、災害件数が減少している一方で、職員の大量退職に伴って若手職員が増加しており、現場経験の不足による災害対応力や安全管理面の低下が懸念されています。

職員の災害対応能力を向上させるために、実火災訓練施設や煙中・熱気訓練などが実施できる訓練施設と消防署が一体となっている施設が必要であると考えています。

今後は、関係機関と協議し、堺市総合防災センターなどを参考にしながら、署所の建て替えとともに、訓練施設の整備を進めてまいりたいと考えています。

○藤田幸久議長 再質問はありませんか。

松岡議員。

○松岡ちひろ議員 それでは、3回目ですので、要望にしておきたいと思います。

今の答弁によりますと、現場経験不足などの懸念がされているということです。令和3年の此花区の大規模物流倉庫火災や北新地での放火事件など、本当に思いもよらない火災が実際に起きています。答弁にもありましたが、訓練施設の整備を速やかに進めていただきたいし、訓練施設と消防署が一体であることは当然であり、災害対応能力維持向上のためにと要望して質問を終わりたいと思います。

○藤田幸久議長 これにて、松岡ちひろ議員の質問を終結いたします。

これをもちまして、本定例会に付議された事件は全て議了しました。

閉会に際し、管理者から挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中ご出席をいただき、また、提案させていただきました案件について、いずれもご認定・ご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても、職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいり所存です。

また、新春の「消防出初式」につきましては、1月8日日曜日、午前10時から、枚方市三矢地先 淀川河川公園 枚方地区 淀川アクアシアターにおいて、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。寒さ厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○藤田幸久議長 それでは、私からも、閉会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末何かとお忙しい中ご参加いただきまして、大変にありがとうございます。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本年も残すところあと僅かとなりましたが、皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えできますよう、高い席からでございますがご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変にありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を閉会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

(午前11時10分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和4年12月23日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 藤田 幸久

枚方寝屋川消防組合議会

議員 岡市 栄次郎

枚方寝屋川消防組合議会

議員 西尾 勝成